

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の8第1項
処 分 概 要：確認事務受託対象法人の登録
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法第51条の8第2項（登録の申請） 道路交通法第51条の8第3項、第4項（登録の要件） 確認事務の委託の手続等に関する規則第2条第1項、第2項（登録の申請） 確認事務の委託の手続等に関する規則第3条、第4条（登録の要件）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>道路交通法第51条の8第3項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第4項各号のすべてに適合するときには、登録する。</p> <p>道路交通法第51条の8第3項第2号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>（注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。</p> <p>（注2）暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第3条に掲げるものをいう。</p> <p>道路交通法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合する場合とは、申請法人がその旨を誓約する場合等当該法人が同号に掲げる機械器具等を用いて確認事務を行うものであると認められる場合をいう。</p> <p>道路交通法第51条の8第4項第2号に掲げる要件に適合する場合とは、登録申請時において、当該申請法人が2名以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確保している場合等、当該申請法人が駐車監視員を用いて放置車両の確認等を行うものであると認められる場合をいう。</p>
標 準 処 理 期 間：50日
申 請 先：交通部交通指導課駐車対策係
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課駐車対策係（電話 0742-23-0110）
備 考：

審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第51条の8第6項
処 分 概 要：確認事務受託対象法人の登録の更新
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>道路交通法第51条の8第2項（登録の申請） 道路交通法第51条の8第3項、第4項（登録の要件） 確認事務の委託の手続等に関する規則第2条（登録の申請） 確認事務の委託の手続等に関する規則第3条、第4条（登録の要件）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>道路交通法第51条の8第3項各号のいずれにも該当せず、かつ、同条第4項各号のすべてに適合するときには、登録を更新する。</p> <p>道路交通法第51条の8第3項第2号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>（注1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げるものをいう。</p> <p>（注2）暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第3条に掲げるものをいう。</p> <p>道路交通法第51条の8第4項第1号に掲げる要件に適合する場合とは、申請法人がその旨を誓約する場合等当該法人が同号に掲げる機械器具等を用いて確認事務を行うものであると認められる場合をいう。</p> <p>道路交通法第51条の8第4項第2号に掲げる要件に適合する場合とは、登録申請時において、当該申請法人が2名以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確保している場合等、当該申請法人が駐車監視員を用いて放置車両の確認等を行うものであると認められる場合をいう。</p>
標 準 処 理 期 間：50日
申 請 先：交通部交通指導課駐車対策係
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課駐車対策係（電話 0742-23-0110）
備 考：

審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日 作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 51 条の 13 第 1 項
処 分 概 要 : 駐車監視員資格者証の交付
原権者 (委任先) : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手続等に関する規則第 11 条 (駐車監視員資格者証の交付の申請)
審 査 基 準 : 道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号のいずれかに該当し、かつ、同項第 2 号のいずれにも該当しないときには、駐車監視員資格者証の交付を行う。 道路交通法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号ハに該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 (注 1) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 (注 2) 暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手続等に関する規則第 3 条に掲げるものをいう。
標 準 処 理 期 間 : 30 日
申 請 先 : 交通部交通指導課駐車対策係
問 い 合 わ せ 先 : 交通部交通指導課駐車対策係 (電話 0742-23-0110)
備 考 :

審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日 作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第 51 条の 13 第 1 項第 1 号口
処 分 概 要 : 講習課程修了者と同等以上の技能等を有する者の認定
原権者 (委任先) : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め : 確認事務の委託の手続等に関する規則第 10 条第 1 項から第 3 項まで (認定の基準及び手続)
審 査 基 準 : 道路交通法第 51 条の 13 第 1 項第 1 号口の認定の基準は、確認事務の委託の手続等に関する規則第 10 条第 1 項に規定されているが、同項の「その技能及び知識を審査して行う」とは、原則として、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこととする。
標準処理期間 : 30 日
申 請 先 : 交通部交通指導課駐車対策係
問い合わせ先 : 交通部交通指導課駐車対策係 (電話 0742-23-0110)
備 考 :

